

ツキノワグマ出没注意報・出没警報の発出基準

【注意報】（次のいずれかが該当した場合に発出）

- ・前年又は前々年の堅果類の豊凶調査結果等から、子連れグマ又は親離れグマ等が多く出没することが予測される
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の1.5倍以上
- ・里地での目撃件数の週単位の伸び率（前週比）が、当該週の属する月単位の平常年の伸び率（前月比）の概ね1.5倍以上
- ・里地での人身被害の発生

【警 報】（次のうち複数項目が該当した場合に発出）

- ・堅果類の豊凶調査結果等から凶作が予測（大量出没が予測）される
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上
- ・里地での目撃件数の週単位の伸び率（前週比）が、当該週の属する月単位の平常年の伸び率（前月比）の概ね2倍以上
- ・里地での人身被害が1か月間に複数回発生

※上記を基準に、出没や被害状況を総合的に勘案し、専門家の知見を得て決定する。
※上記基の基準のほか、専門家等が発出を必要と認めた場合も、他の専門家との協議の上発出を決定することができる。

ツキノワグマ出没警報の発出について

○ 発出地域

佐久地域、上伊那地域、木曽地域、北アルプス地域、北信地域

(発出理由)

- ・ 県内での里地における人身被害が1か月間に複数回発生しており、警報の発出について検討が必要な状況
(圏域ごとに検討)
- ・ 里地での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上＝上伊那地域、北信地域
- ・ 北アルプス地域は8月の目撃件数が平常年の1.67倍だが、5月以降出没が非常に多い状況が継続し、4～8月累計で平常年の1.99倍(ほぼ2倍)に達しているおり、さらなる警戒が必要なため、警報の発出地域に加える。
- ・ 佐久地域、木曽地域は平常年より出没が多く、かつ8月の目撃件数(実数)が、40～55件と多い。また、6月以降、連続で前月の出没件数を上回っており、さらなる警戒が必要なため、警報の発出地域に加える。

○ 発出期間

令和6年10月14日(月・祝)まで

(発出理由)

- ・ 通常、ツキノワグマの出没が落ち着く、9月下旬～10月上旬までが注意喚起が必要なため、連休最終日を終期に設定

※ 上記は、専門家の意見を踏まえて検討

注意報・警報発出時のとりくみ

「長野県における新たなツキノワグマ対策」より（R6.7.17 野生鳥獣被害対策本部 決定）

出沒注意報 発出時

- ・ 県民等へ注意喚起
（入山時等の留意事項の発信など）
- ・ 市町村と連携して対策実施
- ・ 錯誤捕獲防を防ぐ取組の強化
（錯誤捕獲防止機能のないわなの使用自粛を市町村や捕獲者に要請）
- ・ 出沒箇所等へのクマ対策員等専門家の積極的な派遣
野生鳥獣被害対策チームとともに点検し防除対策について助言

出沒警報 発出時

- ・ 県民等にクマへの厳重な警戒を促す
- ・ 市町村と十分に連携し対策実施
- ・ 錯誤捕獲防止を防ぐ取組の強化
（錯誤捕獲防止機能のないわなの使用自粛について市町村や捕獲者へその要請を徹底）
- ・ 出沒箇所等へのクマ対策員等専門家の積極的な派遣
野生鳥獣被害対策チームとともに緊急的に点検し防除対策について助言
- ・ 誘引物の除去や侵入経路のヤブの刈払い等必要な措置を関係者間で連携して速やかに講じる

(参考：警報発出時かつ堅果類凶作時)

【堅果類豊凶調査の結果、凶作により大量出沒が予測される場合】

- ◎人の生活域にも出沒が予測されるため、日常生活でのクマ対策の留意事項等を報道機関等の協力を得ながら積極的に発信

- ◎錯誤捕獲を防ぐため、錯誤捕獲防止措置を講じていないわなの使用自粛について市町村や捕獲者への要請を徹底

- ◎里地の食べ物を求めて問題化した個体については、地域や期間を指定して次の例外的な緊急措置を取る
 - ・学習放獣の一時休止
⇒クマの生息域に食べ物が無く、放獣しても里地に再出沒する可能性が高い（市町村の意向を尊重し検討したうえで休止）
 - ・里地周辺で錯誤捕獲された個体の「緊急捕獲」
⇒生息域に食べ物が無いため里地まで行動範囲を広げて出沒
＝再出沒の可能性が高い、里地の食べ物への執着が高まり、警戒心が薄れている

- ◎捕獲上限頭数の引上げ
長野県第5期ツキノワグマ保護管理計画に基づき、捕獲上限頭数を引上げ